

| | |
|---------------|---|
| (5) 金利情報の入手方法 | <p>年12月31日までにお受取りとなる預金利子には、復興特別所得税0.315%が追加課税されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭および当行ホームページに掲載しています。 |
| 7 手数料 | — |
| 8 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまの自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることにより、当座貸越を利用することができます。(貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・預入期間2年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。 ・「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる個人のお客さまは、マル優の取扱いができます。 |
| 9 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。 (1) 1か月もの、3か月もの、6か月もの、1年もの、2年もの定型方式および1か月超3年未満の満期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×30% ・預入期間が1年以上2年未満の場合 約定利率×70% ・預入期間が2年以上3年未満の場合 約定利率×70% (2) 3年もの定型方式および3年超4年未満の満期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×20% ・預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×30% ・預入期間が1年6か月以上2年6か月未満の場合 約定利率×40% ・預入期間が2年6か月以上4年未満の場合 約定利率×70% (3) 4年もの定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 |

| | |
|-----------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×10% ・ 預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満の場合 約定利率×20% ・ 預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満の場合 約定利率×30% ・ 預入期間が 2 年以上 3 年未満の場合 約定利率×40% ・ 預入期間が 3 年以上 5 年未満の場合 約定利率×70% <p>(4) 5 年ものの定型方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×10% ・ 預入期間が 1 年以上 2 年未満の場合 約定利率×20% ・ 預入期間が 2 年以上 3 年未満の場合 約定利率×30% ・ 預入期間が 3 年以上 4 年未満の場合 約定利率×50% ・ 預入期間が 4 年以上 5 年未満の場合 約定利率×70% |
| 1 0 当行が契約している指定紛争解決機関 | <p>一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、03-5252-3772</p> |
| 1 1 その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ この預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。 |